

業務委託仕様書

1 委託業務名

(1) 屋久島町布引の滝公園環境美化業務

① 所在地：屋久島町一湊2262番地

② 作業面積：約2,100㎡

(2) 中間緑の回廊環境美化業務

① 所在地：屋久島町中間195番地2

② 作業面積：約1,400㎡

2 事業目的

屋久島町農林水産課が所管する施設（公園等）における美観の維持と環境悪化の防止等により、施設の適切な管理による町民や観光客等の利用者が快適に施設を利用できる環境の提供を図ります。

3 業務内容

(1) 対象施設の草刈作業

※ 作業範囲は、別紙図面のとおり。

(2) 支障木等の伐採（軽微なもの）

(3) 投げ捨てられた空き缶等のごみの適正処分

(4) その他施設の環境美化に必要な事項

4 委託期間

契約締結の日から平成29年4月30日（日）まで

5 委託料の支払い

委託料は、「完了届」の提出後、委託者が検査を実施し、合格と認めた後に支払います。

6 業務実施上の注意

受託者は、業務の実施にあたっては関係法令等を順守するとともに、以下に掲げる事項に注意し、業務を適切に実施してください。

(1) 業務実施にあたって

① 本業務の実施に必要な機械や用具等は全て受託者が準備すること。

② 現場責任者を定めてその氏名を報告すること。また、現場責任者を変更したとき

も速やかに報告すること。

- ③ 業務着手日を委託者に連絡すること。また、業務を完了したときは速やかに業務完了報告書に作業の前後に同一の場所から撮影した写真及び傷害保険等への加入を証する書類を添えて提出すること。

(2) 作業全般に関する事項

- ① 作業員、地元住民及び周辺通行人などに危険がないように努めること。
- ② 受託者は、ガソリン及び混合油などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従うこと。
- ③ 作業に従事する者は、作業に適した服装、ヘルメット、安全ベルトを着用するなど、安全確保に努めること。
- ④ 受託者は、事故や違法行為などを発見した場合には、必要な応急の対応を行うと共に、直ちに委託者に連絡・報告を行うこと。

(3) 草刈作業に関する事項

- ① 刈り込み前に、小石、空き缶等を取り除き、周囲に飛散しないようにすること。
- ② カッターによる小石などの飛び跳ねに注意すること。
- ③ 樹木や柵などを損傷しないように注意すること。
- ④ 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- ⑤ 機械での作業ができない場所は、手刈りとし、刈り残しのないようにすること。
- ⑥ 刈り取った草等は飛散させないよう速やかに集草すること。

7 契約の解除

受託者が、契約に違反したときや委託期間内に業務を完了する見込みがない場合などは、解約を解除する場合があります。

8 第三者への損害

業務の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、原則として受託者にその損害を賠償していただきます。ただし、受託者に過失が無い場合などについては、委託者がその損害を負担します。また、業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとします。

9 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た情報は他人に漏らしてはなりません。

10 定めのない事項

この仕様書に明示のないものや疑義が生じたときは協議して定めるものとします。